

# 歴史がうねる 中東とロシア

## インタビュー

### 「列強の国境」否定 イスラム主義要求 教義を力で実現

イラク・シリアにまたがって突如現れた「イスラム国」が、ガザへの地上  
侵攻が続くパレスチナ、ロシアへの帰属を求めるクリミア半島――。  
世界を揺るがす事態は、いずれも100年前の第1次世界大戦後の国  
際情勢に起因する。「帝国の崩壊過程」が続くとみる歴史学者の山内  
昌之・明治大特任教授に、歴史的な視点から読み解いてもらった。

――中東諸国の国境線が流動化する  
なか、第1次世界大戦中にイギリ  
ス、フランス、ロシアが、オスマン  
帝国の領土分割を定めた秘密協定が  
改めて注目されていますね。

「シリアとイラクにまたがって6  
月にイスラム国の成立を宣言したア  
ルカイダ系のイスラム過激派組織イ  
ラク・シリア・イスラム国（ISIS）  
S）が、サイクス・ピコ協定（19  
16年）に基づいて決まった両国の  
国境線を否定したからです。彼ら  
は、帝国崩壊の結果を自分たちの手  
で再編するという主張を掲げた。そ  
の当否はともかく、長く存在した帝  
国に代わる国境、講和や条約など、  
いまの国際秩序を成り立たせている  
要素について、異議申し立てを提起  
していることは間違いない」

――彼らは、オスマン帝国ととも  
に消えたカリフ制も掲げています。  
「7世紀に神の啓示を受けた預言  
者ムハンマドが作ったイスラム共同  
体は、宗教と政治を一体化させた教  
団国家でした。彼の死後、預言者の  
代理人としてのカリフを最初は選挙  
で選び、後に世襲化され王朝国家と  
して存続したのです。宗教と政治を  
正しく体現できる者がカリフとされ  
ました。オスマン朝がアッバース朝  
から引き継いだカリフ職は、192  
4年まで存続しました」

「その後、アラブナショナリズム  
が失敗する中、教義やイデオロギー  
を力で実現しようとするイスラム主  
義運動の流れが出てきた。エジプト  
のムスリム同胞団にはじまり、ジハ  
ード団など過激なグループを経て、  
アルカイダに結びつく。その派生体  
がISISです。彼らがアラブの土  
地の一角に現実にイスラム国家を作  
り、領土と主権を正当化する時に、  
カリフ論を持ち出してきたのです」

「現在のトルコ共和国の国境はお  
おむね、18年にトルコ軍が休戦ライ  
ンを維持していた線で、トルコ語を  
話す人々が多かった地域です。ISIS  
が拠点にしたイラク北部のモス  
ルも当時、アラブ住民は絶対多数で  
なくトルコ系なども多かった。ここ  
ろが英国は委任統治の名目でイラク

の方にいれるべきだと主張しまし  
た。英国の植民地主義とトルコ民族  
運動のいずれにとってもモスルは死  
活的に重要な場所でした。中東秩序  
の矛盾や問題点がいま、そのモスル  
から噴き出しているのは興味深い」  
――中東の人々には、オスマン帝  
国では民族、宗教を超えて共生して  
いたという郷愁がありますね。  
「その背景にあるのは、パックス  
・イスラミカ、『イスラムの平和』  
という考え方です。ガザなどでパレ  
スチナ人の権利が踏みにじられ、生  
存権が否定されがちななか、イスラ  
ム教徒中心の国際秩序を取り戻した  
いという思いにつながります。実  
際、最盛期におけるイスラム、アラ  
ブの繁栄は、科学や数学、文化によ  
って担保された。その後の欧米流の  
法の支配、人権、自由といった考え  
方は、植民地主義の道具に使われた  
という二重性もある。欧米流の国際  
法解釈や国際秩序が、今日のような  
混乱を招いたという主張には理解で  
きる部分もあります」

「しかし、いったん成立した現実  
の国際秩序を否定するには、戦争や  
テロなど平和の破壊を伴う力が必要  
になる。アルカイダやISISはそ  
れを目指す勢力です。彼らは欧米と  
対決し、イスラムの原理によって問  
題を一挙に解決したいと考えてい  
る。ただ、キリスト教徒や、イスラ  
ム教徒アラウィー派がいる場所で、  
雪崩を打ってスンニ派の復古主義に  
戻るかという点とまず無理でしょう」

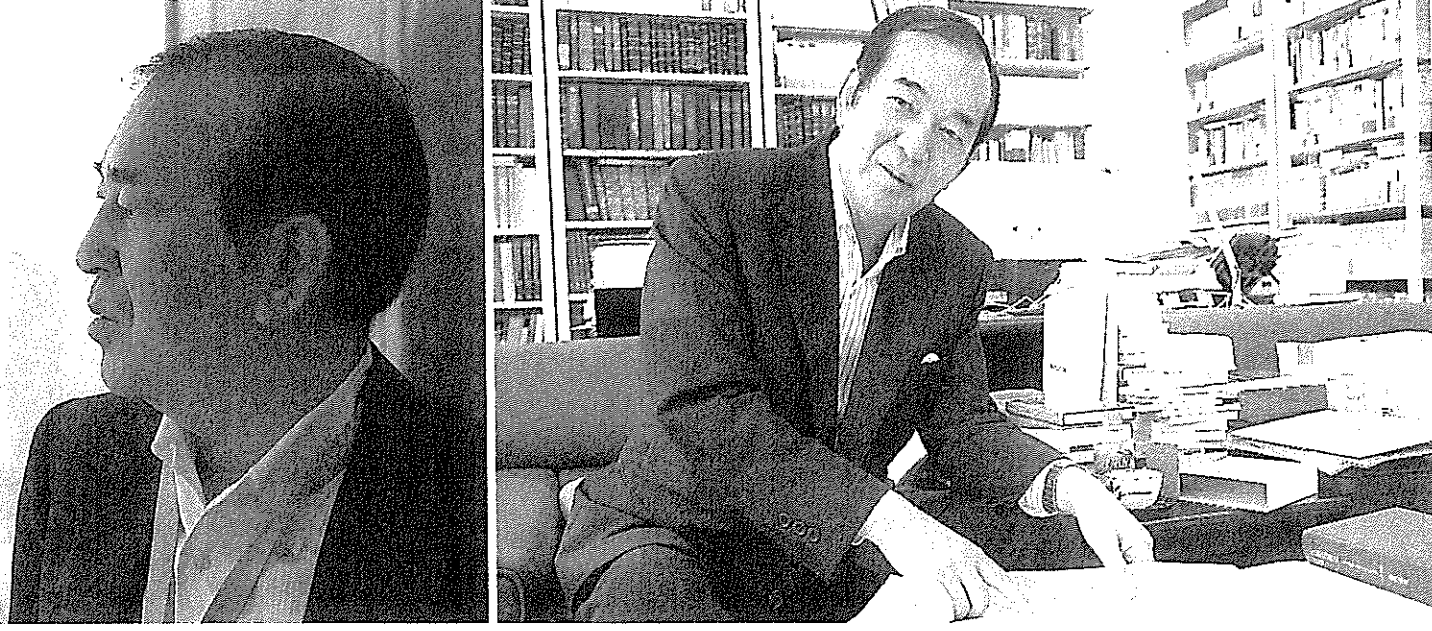
――「アラブの春」は中東の民主  
化にはつながっていませんね。  
「例えばイラクでは、宗派別の人  
口割合が変わらない限り、いくら選  
挙をやっても中央政府は多数派のシ  
ーア派主導となりがちです。北部の  
クルド人や中部のスニ派アラブ人  
は不満を持ちます。普通に分析すれ  
ば見当がつく歴史の教訓なのに、米  
国は多数派原理を重視してきた。選  
挙で民主化に成功したことにはない  
と、イラク戦争を正当化できないか  
らでしょう」

やまうち まさゆき  
歴史学者 山内 昌之 さん

1947年生まれ。東京大名誉教授（国際関係史）。最新著に「中東国際関  
係史研究 トルコ革命とソビエト・ロシア 1918-1923」（岩波書店）。

#### 第1次世界大戦後の中東イスラム世界

第1次大戦（1914～18）で敗戦国となったオスマン帝  
国（1299～1922）が解体した結果、帝国に支配された現  
在のシリア、イラクなどのアラブ地域はトルコ共和国から  
切り離され、西欧列強の委任統治領となった。宗派や  
民族が混在した地域を人工的に分断したことが中東での  
内戦や混乱の遠因になっているといわれる。  
一方で、英国がアラブ、ユダヤ双方に独立国家建設を  
約束し、パレスチナ問題につながっていく。  
黒海をほさんでトルコの対岸に位置するクリミア半島  
は、15世紀に成立したイスラム系のクリミアハン国から、  
オスマン帝国、ロシア帝国の支配を経て、ソ連邦、  
ウクライナへと領有が変遷した。山内さんは最新著書  
で、1917年のロシア革命でボリシェビキ（後の共産党）  
が勢力を拡大するなか、トルコとロシア両帝国の崩壊・  
再編過程を、トルコ共和国の初代大統領アタチュルクの  
ライバルで、ロシア、アルメニアと対抗したトルコ軍人  
カラベキルの動きを軸に描いている。



「オバマはシリア問題でロ  
シアに妥協した。その結果、  
プーチンはウクライナ、クリ  
ミアで力を存分にふるった」  
＝石合力撮影

「欧米の民主主義観として、『多  
数かくみせし側は良識あふれし賢き  
側』というラテン語の金言がある。  
政治の多数派は良識を体現した集団  
という前提がある。多数派民主主義  
の考えをイスラム世界に当てはめて  
米国は失敗してきた。イラクでは健  
全な政権交代はなく、政府は少数派  
スンニ派の声に耳を傾けない」  
――民族や宗派が入り組んだ地域

で民意をどうつく  
はありますか。  
「変化の兆しが  
プートの『アラブの  
です。ソーシャル  
の根レベルで民主  
能性に期待がかか  
きが世代間、都市  
えて広がり、発展  
の希望として考え  
政機構が役に立た  
力がそれぞれ妥協  
う調整するか。そ  
は別に民主主義を  
せる必要があるま  
派やイデオロギー  
つながらないのが

――トルコに隣  
島では、ロシア系  
からロシアへの帰  
民投票をしました。  
「第1次大戦中  
（マフ朝）が倒れ  
成立した。社会主  
ソビエトイクス）  
を目標したが、実  
たな帝国でした」  
「クリミアを含  
う国家の枠組みは  
けではない。ソ連  
し、ロシア、ウク  
ようにみえますが、  
スやクリミア半島  
みや人工的に作ら  
未解決のまま残っ  
す。ウクライナ問  
う帝国の崩壊、再  
でのひずみなのだ  
――ガザ空爆な  
スチナ問題も、ほ  
かのぼる問題です。  
「第1次大戦前  
パレスチナへの入  
バルフォア宣言）  
ダヤ人国家の設立  
で英国はアラブ人  
約束した。中東紛  
約束した。中東紛  
脈の中で考えるべ  
「これは宗教や  
く、政治の問題で  
くのパレスチナ人  
ル建国、パレスチ  
局）で祖国を追わ  
所だ。ナクバの悲  
た地域であるとい  
の武装攻撃の問題

### 多 中 強

# 多数原理の民主化 中東では通用せず 強国は譲歩を

「変化するが見えたのは、エジプトの『アラブの春』のときの若者です。ソーシャルネットワークの草の根レベルで民主主義が胎動する可能性に期待がかりました。この動きが世代間、都市と農村、宗派を超えて広がり、発展することはいっつの希望として考えられる。既成の行政機構が役に立たないなかで、各勢力がそれぞれ妥協し、利害関係をどう調整するか。そのためには、軍とは別に民主主義を求める力を結集させる必要がありますが、まだ個別党派やイデオロギーを超えた動きにはつながらないのが現状です」

「トルコに隣接するクリミア半島では、ロシア系住民がウクライナからロシアへの帰属変更を求め、住民投票をしました。」

「第1次大戦中にロシア帝国（ロマノフ朝）が倒れ、その後、ソ連が成立した。社会主義の楽園、ホモ・ソビエティクス（ソビエト的人間）を目指したが、実際にできたのは新たな帝国でした」

「クリミアを含むウクライナという国家の枠組みは古くからあったわけではない。ソ連は91年末に崩壊し、ロシア、ウクライナが独立したようにみえますが、実際にはカフカスやクリミア半島など、民族の枠組みや人工的に作られた国境の問題は未解決のまま残ってしまったのです。ウクライナ問題とは、ソ連という帝国の崩壊、再編の過程が続く中でひずみなのだとはいえます」

「ガザ空爆などで悪化するパレスチナ問題も、ほぼ100年前にさかのぼる問題です。」

「これは宗教や文明の衝突ではなく、政治の問題です。ガザ地区は多くのパレスチナ人が48年のイスラエル建国、パレスチナのナクバ（大破局）で祖国を追われて逃げ込んだ場所だ。ナクバの悲劇を集中的に受けた地域であるという事実と、ハマスの武装攻撃の問題点を区別する必要

## 取材を終えて

中東の現場取材では、いま起きていることを見ると同時に、それが過去とどう結びついているのかという歴史的な視点が欠かせない。中東・イスラム地域を中心に、トルコから中央アジア、ロシアとの関係に着目してきた歴史学者による時空間をまたいだ視点は、現代史の理解を深める上で示唆に富むものだ。

集団的自衛権で議論されたホルムズ海峡危機についても考えを聞いた。イランによる封鎖という有事は、米国のとって中東で最も重要なイスラエルが絡む有事かもしれないと見る。「そこに日本が関与することには慎重でなければならぬ。対中東、エネルギー政策全般、アラブ諸国への戦略に関わるからだ」

中国が中東への原油依存度を高めるなか、自衛隊が機雷掃海をすれば、その最大の受益者は中国になる、という指摘もあった。集団的自衛権について基本的に容認の立場をとる山内さんだが、中東での行使については極めて抑制的な考え方だ。

石油危機、湾岸戦争、イラク戦争……。中東有事の度に日本は対米関係と対アラブ関係のはざままで試練に立たされた。イスラエルとの特殊な関係を持つ米国との集団的自衛権がこの地域でどのような意味を持つのか。議論をさらに深める時だ。

（国際報道部長・石倉力）



科学医療部 田内 康介

## 記者有論

難病患者を支援する仕組みが約40年ぶりに変わる。国と都道府県による医療費の助成を法律できちんとして位置づける難病医療法が5月に成立。来年1月の施行に向け、500超あるとされる難病の中から、助成対象を選ぶ作業がまもなく始まる。

取材を通して、症状の悪化や死への恐怖を抱えながらも、前向きに生きる患者が多いことを実感した。今回の立法は大きな前進だが、患者が希望を持ち続けられる制度に育てていく必要がある。

まず指摘したいのは、助成対象が56から約300に増える見込みだが、それでも漏れる人がいることだ。例えば、慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）の患者たち。4分の1の方が激しい疲労や痛みなどでほとんど外出できないといわれ、患者会理事長の篠原三恵子さん(56)は9年間ほぼ寝たきりの生活が続く。

新法は行政による医療費の負担を、研究支援の一環と位置づけている。そのため、助成対象の要件に「希少性」を挙げ、具体的には「患者数が人口の0.1%程度（十数万人以下）」という目安を定めている。患者数が約30万人ともいわれる慢性疲労症候群は、対象にならない可能性が高い。

確かに財源は限られており、一定の線引きは必要だ。だが、最初

## 患者が共に働ける社会に

難病医療法施行へ

から病名や患者数で区切るのではなく、症状の重さや患者の負担能力をもっと反映できないか。篠原さんも「生活実態をみて、重症度が高い患者を優先的に助成することを考えて欲しい」と訴える。

課題は医療費の支援だけではなく、私はそのことを、全身の軟骨で炎症を繰り返す「再発性多発軟骨炎」の加藤志穂さん(32)に再認識させられた。加藤さんは2009年、物流会社の社員として台湾に赴任中、突如耳の激痛に襲われた。働き続けられるか分からずに退職。その後、ハローワークの職員から「難病のことは隠した方がいい場合もある」と言われ、ショックを受けたという。周囲には無理をして働き、症状を悪化させる患者もいるそうだ。

加藤さんの目標の一つは、発症当時在籍した会社に復帰すること。5月に面接を受け、自分に何ができて何ができないかを率直に伝えたところ、見事合格。「難病が身近な問題という認識が広がり、多様な働き方ができる社会になって欲しい」と話す。

難病患者にとって働くことは収入だけでなく、生きがいにもつながる。新法には就労支援や相談体制の充実など社会参加を促す施策も盛り込まれた。施策が着実に実行され、患者と共に働くことが当たり前の社会にしていきたい。

久留米大学教授（知的財産法）



帖佐 隆

## 私の視点

企業および従業員の特許権と対価は、誰にとっても帰属させるべきか。昨年6月、安倍内閣が一知の財産政策に関する基本方針を閣議決定して以来、会社の従業員や公務員らが仕事で発明した職務発明の制度を見直し、特許法を改正しようとする動きが出ている。

基本方針には、今は従業員側にある特許権を企業側に最初から帰属させる内容などが盛り込まれ、その後の審議会などでもそうした流れに沿った議論がされてきた。

業界団体が目指しているのは、発明した従業員に対価を支払うことを企業に義務付けず、特許権を最初から企業に帰属させることである。しかし最近になって、特許権の最初からの企業帰属について、利益と貢献度に応じた発明者従業員への対価支払義務を条件とすべき旨の意見も出てきた。企業だけが権利を得ることへの反発があることを意味しよう。

そもそもこの問題は、出発点からして覆耳に水であった。確かに以前は、発明した従業員が起こした裁判で企業に高額の特許料を命じた判決がみられたが、それを受けて2004年に特許法は改正されているのである。その改正法の裁判例もほとんどない段階で、かつ、近年は裁判所も対価額に抑制的な状況で、過去の高額判決を理由にリスクを主張するには違和

## 発明者個人の権利を守れ

特許法改正問題

感覚えざるをえない。職務発明制度の見直しを求めているのは実質的に業界団体のみであり、一部企業関係者からも異論が出てくるくらいである。学界でも労使間のバランスを取るべきだという論調が支配的であり、まして一方の当事者であるはずの技術系従業員は完全に蚊帳の外である。このような中で特許法改正に突き進むというのはあまりにも短絡的かつ一方的な感が否めない。

特許法を改めて見てほしい。同法はそもそも、発明の「創作」を評価する法律なのであって、「投資」を保護する法律ではない。そのような中で「投資」をしたからといって特許権の企業側への最初からの帰属を認めただけでは、極めていびつな法律にならないか。現行法の下でも、企業側が希望すれば特許権の移転が認められるのである。最初の帰属が従業員であっても、最終的な企業側への帰属はすでに保障されているのである。